

第 1 号議案

流山市景観計画の変更について（諮問）

新

旧

流山市景観計画

グリーンチェーン景観計画

～ 都心から一番近い森の街を目指して ～



平成●●年●●月●●日改定版

流山市

流山市景観計画

グリーンチェーン景観計画

～ 都心から一番近い森の街を目指して ～



平成28年12月22日改定版

流山市

新	旧
改定の趣旨（流山市広告物条例策定に伴う変更） <u>流山市は、具体的な都市イメージを「都心から一番近い森のまち」とし、緑豊かで良質なまちづくりを進めてきました。その結果、昨今の人口減少時代にありながら人口が増加し続けている、活気あふれるまちとなっております。</u> <u>今後、人口の増加に伴い、道行く人々へ情報提供するための広告物等^{（※注）}がさらに増加することが考えられます。広告物等は、まちの景観に影響を及ぼす大きな要素であり、秩序をもって掲出された広告物等はまちに活気をもたらしますが、無秩序に掲出された広告物等はまちの景観を阻害する要因となります。</u> <u>現在、本市では、千葉県内一律（千葉市、船橋市、柏市を除く）の制限内容である千葉県屋外広告物条例に加え、流山市景観計画において独自の制限を設けることで、広告物等の誘導を図っています。</u> <u>しかし、本景観計画は、緩やかなルールを定めて協議、誘導することを主眼としていることから、秩序が生まれつつあるまち並みに、制限を遵守していない広告物等が際立ってしまう状況が市内に見受けられるようになりました。</u> <u>そこで、広告物等に関しては、これまで景観計画で定めていた「屋外広告物の表示及び屋外広告を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を、許可手続きを要する「流山市広告物条例（平成３１年●月●日施行）」に委ねることで、良好な景観の保全と形成を目指すこととしました。</u> 平成●年●月●日 <u>（※注）：流山市景観計画でいう「広告物等」とは、流山市広告物条例第４条に規定する屋外広告物等又は特定屋内広告物を指します。</u>	

新	旧
（２）新川耕地区域 新川耕地区域 深井新田、西深井、平方村新田、平方、中野久木、富士見台、小屋、北、上新宿新田、南、谷、桐ヶ谷、上貝塚、下花輪 ■ 景観の特徴 新川耕地区域は、本市の北西部に位置し、北総台地の縁辺部の斜面地に屏風のように連続した樹林と、低地部には田園が広がる本市の代表する自然的景観が形成されています。 江戸川、利根運河、斜面樹林及び田園の４つの景観要素を一体として、「新川耕地区域」とし、また、斜面樹林を「新川の森」、（旧）松戸・野田有料道路を「新川の道」、田園を「新川耕地」と称することとします。 本区域のうち、西側に広がる田園は、春は、緑の絨毯が一面に広がり、秋は、黄金色に輝く稲穂の風景を楽しませてくれます。また、東側には、緑が深く連続した斜面樹林の屏風が広がり、紅葉が鮮やかな落葉樹と、緑が一層濃くなる針葉樹との色のコントラストを楽しませてくれる風景や、冬の風景とがあいまって、豊かな四季の表情を見せています。 一方、この区域の一部について、産業・流通系土地利用が進み、これまでの景観が大きく変化することが想定されています。そのため、今後、新川耕地区域では、この変化を見据え、緑豊かで良好な景観を保全及び創出していくことが求められます。特に、新川の道の沿道は、「沿道における水田の保全に関する協定」^{（※注）}を締結し、新川耕地区域の自然環境の維持保全に努めていますが、施設の立地を踏まえて緑豊かな自然を連想させる新たな景観の創出が重要です。 また、新川の森に接する道路は、緑が深く連続した斜面樹林の景観の保全とともに、緑豊かな景観を楽しめる空間の創出が重要です。 これらの景観を実現するため、立地する建築物等については、その形態、意匠、色彩、高さ、眺望、敷地内の緑化及び<u>広告物等</u>に一定の基準を設けることとします。また、グリーンチェーン戦略に沿って、新川耕地区域の緑が連鎖するように沿道部の緑化に努めるなど、良好な景観の形成と質の高い空間の保全及び創出を図っていきます。 このようなことから、景観の形成を推進していくために、景観の特性別に以下のゾーンに区分します。 ㊦ 新川の道景観形成ゾーン ㊧ 新川の森景観保全ゾーン ㊨ 新川耕地景観保全ゾーン ① 新川の連なる緑の景観創出ゾーン （※注）：「松戸・野田有料道路の沿道における水田の保全に関する協定」（締結日：平成１８年１２月４日、最新更新日：平成２７年１２月４日） 市と新川土地改良区が、新川耕地の自然的環境の維持保全、有効活用を図るため相互に協力をしたもの。期間は、区域によって３年～１０年	（２）新川耕地区域 新川耕地区域 深井新田、西深井、平方村新田、平方、中野久木、富士見台、小屋、北、上新宿新田、南、谷、桐ヶ谷、上貝塚、下花輪 ■ 景観の特徴 新川耕地区域は、本市の北西部に位置し、北総台地の縁辺部の斜面地に屏風のように連続した樹林と、低地部には田園が広がる本市の代表する自然的景観が形成されています。 江戸川、利根運河、斜面樹林及び田園の４つの景観要素を一体として、「新川耕地区域」とし、また、斜面樹林を「新川の森」、（旧）松戸・野田有料道路を「新川の道」、田園を「新川耕地」と称することとします。 本区域のうち、西側に広がる田園は、春は、緑の絨毯が一面に広がり、秋は、黄金色に輝く稲穂の風景を楽しませてくれます。また、東側には、緑が深く連続した斜面樹林の屏風が広がり、紅葉が鮮やかな落葉樹と、緑が一層濃くなる針葉樹との色のコントラストを楽しませてくれる風景や、冬の風景とがあいまって、豊かな四季の表情を見せています。 一方、この区域の一部について、産業・流通系土地利用が進み、これまでの景観が大きく変化することが想定されています。そのため、今後、新川耕地区域では、この変化を見据え、緑豊かで良好な景観を保全及び創出していくことが求められます。特に、新川の道の沿道は、「沿道における水田の保全に関する協定」^{（※注）}を締結し、新川耕地区域の自然環境の維持保全に努めていますが、施設の立地を踏まえて緑豊かな自然を連想させる新たな景観の創出が重要です。 また、新川の森に接する道路は、緑が深く連続した斜面樹林の景観の保全とともに、緑豊かな景観を楽しめる空間の創出が重要です。 これらの景観を実現するため、立地する建築物等については、その形態、意匠、色彩、高さ、眺望、敷地内の緑化及び屋外広告物等に一定の基準を設けることとします。また、グリーンチェーン戦略に沿って、新川耕地区域の緑が連鎖するように沿道部の緑化に努めるなど、良好な景観の形成と質の高い空間の保全及び創出を図っていきます。 このようなことから、景観の形成を推進していくために、景観の特性別に以下のゾーンに区分します。 ㊦ 新川の道景観形成ゾーン ㊧ 新川の森景観保全ゾーン ㊨ 新川耕地景観保全ゾーン ① 新川の連なる緑の景観創出ゾーン （※注）：「松戸・野田有料道路の沿道における水田の保全に関する協定」（締結日：平成１８年１２月４日、最新更新日：平成２７年１２月４日） 市と新川土地改良区が、新川耕地の自然的環境の維持保全、有効活用を図るため相互に協力をしたもの。期間は、区域によって３年～１０年

新	旧																																				
5 景観計画重点区域における、景観の形成に関する方針（ゾーン別） (1) つくばエクスプレス沿線整備区域 ① 駅周辺にぎわい景観形成ゾーン <table><tr><td>理 念</td><td>○駅周辺の地域特性をふまえた、多様な表情を持った景観の創出</td></tr><tr><td>目 標</td><td> ・駅前広場は、人々が集い、生活空間の交流拠点となる景観の形成を創出します。 ・都市計画道路の駅前線の沿道については、駅周辺の地域特性を踏まえた魅力あるシンボル軸となる沿道景観を形成します。 ・公共空間には積極的に緑化を施し、花木が連続して見える緑のネットワークを創出します。 ・建築物等は、質の高い落ち着いた形態意匠とし、駅周辺の地域特性をふまえた景観を形成します。 </td></tr><tr><td colspan="2">良好な景観の形成に関する方針</td></tr><tr><td>方針</td><td> 取り組み主体 市民・事業者行政 </td></tr><tr><td>駅前広場や都市広場及び交差点には、人々が集い、交流する空間として、シンボルツリーを施し、緑のある落ち着いた景観とする。</td><td> ○◎ </td></tr><tr><td>広告物等や建築物等の意匠は、質の高い落ち着いたものとし、周辺の緑と調和した建築物とが一体となり、緑豊かで柔らかさが感じられるようにする。</td><td> ◎○ </td></tr><tr><td>商業業務地区として、人々が集う衣職遊住の生活空間のある街並みを形成する。</td><td> ◎○ </td></tr><tr><td>駅周辺地区として、ゆとりがあり、緑があふれる空間のある街並みを形成する。</td><td> ◎○ </td></tr><tr><td>夜間は、建築物等への照明デザインやウィンドウディスプレイ等による演出を行うなど、統一的な落ち着いた夜間景観とする。</td><td> ◎○ </td></tr></table> ◎：特に関連するもの、○：関連するもの  人々が集い、交流する空間にふさわしい、質の高い落ち着いた街並みを形成します。  夜間の照明やウィンドウディスプレイ等により、にぎわいが感じられながらも落ち着いた街並みを形成します。	理 念	○駅周辺の地域特性をふまえた、多様な表情を持った景観の創出	目 標	・駅前広場は、人々が集い、生活空間の交流拠点となる景観の形成を創出します。 ・都市計画道路の駅前線の沿道については、駅周辺の地域特性を踏まえた魅力あるシンボル軸となる沿道景観を形成します。 ・公共空間には積極的に緑化を施し、花木が連続して見える緑のネットワークを創出します。 ・建築物等は、質の高い落ち着いた形態意匠とし、駅周辺の地域特性をふまえた景観を形成します。	良好な景観の形成に関する方針		方針	取り組み主体 市民・事業者行政	駅前広場や都市広場及び交差点には、人々が集い、交流する空間として、シンボルツリーを施し、緑のある落ち着いた景観とする。	○◎	広告物等や建築物等の意匠は、質の高い落ち着いたものとし、周辺の緑と調和した建築物とが一体となり、緑豊かで柔らかさが感じられるようにする。	◎○	商業業務地区として、人々が集う衣職遊住の生活空間のある街並みを形成する。	◎○	駅周辺地区として、ゆとりがあり、緑があふれる空間のある街並みを形成する。	◎○	夜間は、建築物等への照明デザインやウィンドウディスプレイ等による演出を行うなど、統一的な落ち着いた夜間景観とする。	◎○	5 景観計画重点区域における、景観の形成に関する方針（ゾーン別） (1) つくばエクスプレス沿線整備区域 ① 駅周辺にぎわい景観形成ゾーン <table><tr><td>理 念</td><td>○駅周辺の地域特性をふまえた、多様な表情を持った景観の創出</td></tr><tr><td>目 標</td><td> ・駅前広場は、人々が集い、生活空間の交流拠点となる景観の形成を創出します。 ・都市計画道路の駅前線の沿道については、駅周辺の地域特性を踏まえた魅力あるシンボル軸となる沿道景観を形成します。 ・公共空間には積極的に緑化を施し、花木が連続して見える緑のネットワークを創出します。 ・建築物等は、質の高い落ち着いた形態意匠とし、駅周辺の地域特性をふまえた景観を形成します。 </td></tr><tr><td colspan="2">良好な景観の形成に関する方針</td></tr><tr><td>方針</td><td> 取り組み主体 市民・事業者行政 </td></tr><tr><td>駅前広場や都市広場及び交差点には、人々が集い、交流する空間として、シンボルツリーを施し、緑のある落ち着いた景観とする。</td><td> ○◎ </td></tr><tr><td>屋外広告物や建築物等の意匠は、質の高い落ち着いたものとし、周辺の緑と調和した建築物とが一体となり、緑豊かで柔らかさが感じられるようにする。</td><td> ◎○ </td></tr><tr><td>商業業務地区として、人々が集う衣職遊住の生活空間のある街並みを形成する。</td><td> ◎○ </td></tr><tr><td>駅周辺地区として、ゆとりがあり、緑があふれる空間のある街並みを形成する。</td><td> ◎○ </td></tr><tr><td>夜間は、建築物等への照明デザインやウィンドウディスプレイ等による演出を行うなど、統一的な落ち着いた夜間景観とする。</td><td> ◎○ </td></tr></table> ◎：特に関連するもの、○：関連するもの  人々が集い、交流する空間にふさわしい、質の高い落ち着いた街並みを形成します。  夜間の照明やウィンドウディスプレイ等により、にぎわいが感じられながらも落ち着いた街並みを形成します。	理 念	○駅周辺の地域特性をふまえた、多様な表情を持った景観の創出	目 標	・駅前広場は、人々が集い、生活空間の交流拠点となる景観の形成を創出します。 ・都市計画道路の駅前線の沿道については、駅周辺の地域特性を踏まえた魅力あるシンボル軸となる沿道景観を形成します。 ・公共空間には積極的に緑化を施し、花木が連続して見える緑のネットワークを創出します。 ・建築物等は、質の高い落ち着いた形態意匠とし、駅周辺の地域特性をふまえた景観を形成します。	良好な景観の形成に関する方針		方針	取り組み主体 市民・事業者行政	駅前広場や都市広場及び交差点には、人々が集い、交流する空間として、シンボルツリーを施し、緑のある落ち着いた景観とする。	○◎	屋外広告物や建築物等の意匠は、質の高い落ち着いたものとし、周辺の緑と調和した建築物とが一体となり、緑豊かで柔らかさが感じられるようにする。	◎○	商業業務地区として、人々が集う衣職遊住の生活空間のある街並みを形成する。	◎○	駅周辺地区として、ゆとりがあり、緑があふれる空間のある街並みを形成する。	◎○	夜間は、建築物等への照明デザインやウィンドウディスプレイ等による演出を行うなど、統一的な落ち着いた夜間景観とする。	◎○
理 念	○駅周辺の地域特性をふまえた、多様な表情を持った景観の創出																																				
目 標	・駅前広場は、人々が集い、生活空間の交流拠点となる景観の形成を創出します。 ・都市計画道路の駅前線の沿道については、駅周辺の地域特性を踏まえた魅力あるシンボル軸となる沿道景観を形成します。 ・公共空間には積極的に緑化を施し、花木が連続して見える緑のネットワークを創出します。 ・建築物等は、質の高い落ち着いた形態意匠とし、駅周辺の地域特性をふまえた景観を形成します。																																				
良好な景観の形成に関する方針																																					
方針	取り組み主体 市民・事業者行政																																				
駅前広場や都市広場及び交差点には、人々が集い、交流する空間として、シンボルツリーを施し、緑のある落ち着いた景観とする。	○◎																																				
広告物等や建築物等の意匠は、質の高い落ち着いたものとし、周辺の緑と調和した建築物とが一体となり、緑豊かで柔らかさが感じられるようにする。	◎○																																				
商業業務地区として、人々が集う衣職遊住の生活空間のある街並みを形成する。	◎○																																				
駅周辺地区として、ゆとりがあり、緑があふれる空間のある街並みを形成する。	◎○																																				
夜間は、建築物等への照明デザインやウィンドウディスプレイ等による演出を行うなど、統一的な落ち着いた夜間景観とする。	◎○																																				
理 念	○駅周辺の地域特性をふまえた、多様な表情を持った景観の創出																																				
目 標	・駅前広場は、人々が集い、生活空間の交流拠点となる景観の形成を創出します。 ・都市計画道路の駅前線の沿道については、駅周辺の地域特性を踏まえた魅力あるシンボル軸となる沿道景観を形成します。 ・公共空間には積極的に緑化を施し、花木が連続して見える緑のネットワークを創出します。 ・建築物等は、質の高い落ち着いた形態意匠とし、駅周辺の地域特性をふまえた景観を形成します。																																				
良好な景観の形成に関する方針																																					
方針	取り組み主体 市民・事業者行政																																				
駅前広場や都市広場及び交差点には、人々が集い、交流する空間として、シンボルツリーを施し、緑のある落ち着いた景観とする。	○◎																																				
屋外広告物や建築物等の意匠は、質の高い落ち着いたものとし、周辺の緑と調和した建築物とが一体となり、緑豊かで柔らかさが感じられるようにする。	◎○																																				
商業業務地区として、人々が集う衣職遊住の生活空間のある街並みを形成する。	◎○																																				
駅周辺地区として、ゆとりがあり、緑があふれる空間のある街並みを形成する。	◎○																																				
夜間は、建築物等への照明デザインやウィンドウディスプレイ等による演出を行うなど、統一的な落ち着いた夜間景観とする。	◎○																																				

新

第5章

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）

景観計画区域及び景観計画重点区域における広告物等については、景観形成に関する総合的な取組みの一環として、良好な景観の形成に関する方針等及び流山市広告物条例に基づき、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。

（１）行為の制限

①流山市広告物条例による制限

広告物等は、景観を構成する重要な要素であることから、その表示及び掲出物件の設置に関する行為に関して、流山市広告物条例に基づき第1種規制地域から第5種規制地域までの区分ごとに制限を定めています。

②景観配慮事項

良好な景観の形成を図るため、流山市広告物条例による規制のほか、広告物等の色彩や大きさ及び形態意匠については、共通基準に従って、十分に景観配慮するものとします。

【共通基準】

1）建築物や周辺環境に調和した意匠とする。

2）表示内容は簡素化する。

3）広告物等はできる限り集約化し、必要最小限の大きさ、個数とする。

4）広告物等の色彩は、他の法令等により定められたものを除き、表示面積の1／2以上の部分については、原則として彩度を下記の数値とする。

<u>流山市広告物条例に基づく地域</u>	<u>彩度</u>
<u>第1種規制地域</u>	<u>6以下</u>
<u>第2種規制地域</u>	<u>10以下</u>
<u>第3種規制地域</u>	<u>8以下</u>
<u>第4種規制地域</u>	<u>6以下</u>
<u>第5種規制地域</u>	<u>10以下</u>

5）広告幕、旗、のぼり及び横断幕等は、イベント時のみの掲出とし、終了後は、すみやかに撤去する。

（２）手続き

広告物等は、景観上の影響が大きいことから、景観事前協議書の提出が必要となります。

【事前協議が必要な場合】

流山市広告物条例の規定による許可申請又は届出を行う場合

旧

第5章

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）

景観計画区域及び景観計画重点区域における屋外広告物の設置に関する行為の制限については、景観形成に関する総合的な取組みの一環として、良好な景観の形成に関する方針等に基づき、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。ただし、景観まちづくりアドバイザーに意見を聴いた上で、周囲の良好な景観の形成に支障がなく、公益上必要と市長が認めたものは、この限りではありません。

（１）景観計画区域（景観計画重点区域を除く）

①共通基準

<u>意匠（形態、色彩等）</u>	<u>・建築物や周辺環境との調和が図れた意匠とする。</u> <u>・表示内容は簡素化する。</u> <u>・良好な景観を阻害する原色、蛍光塗料及び発光塗料を避け、表示面積の1／2以上の部分については、彩度を10以下とする。</u> <u>・電光掲示板、液晶等による広告物については、表示面積を1㎡以下とし、高さは1.5m以下とする。</u>
<u>規模・数量</u>	<u>・広告物はできる限り集約化し、必要最小限の大きさ、個数とする。</u>

②種類別基準

<u>屋上広告物</u>	<u>・建物のデザインと一体感を持たせ、地色を壁面と同系色とする。また、切り文字表示にするなど建物と調和したデザインとする。</u>
<u>壁面広告物</u>	<u>・壁面の色彩と調和したデザインとする。</u>
<u>突出広告物</u>	<u>・建築物と調和したデザインとする。</u> <u>・高さは建築物の軒の高さ以下とする。</u> <u>・突出幅は、壁面から1m以下とする。</u> <u>・建築物等1棟につき1基とする。ただし、道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、1基までとする。</u> <u>・道路等には、はみださない。</u>
<u>独立広告物</u>	<u>・高さは、10m以下とする。</u> <u>・建築物等がある場合は、本体と調和したデザインとする。</u>
<u>広告幕、旗、のぼり、横断幕等</u>	<u>・イベント時のみの掲出とし、終了後は、すみやかに撤去する。ただし、街並みの良好なアクセントとなるフラッグ等は除く。</u>

※

①共通基準及び②種類別基準に掲げる事項以外については、千葉県屋外広告物条例と同様とする。

※

広告物には広告板を含むものとする。

資料：流山市景観計画の変更箇所の抜粋

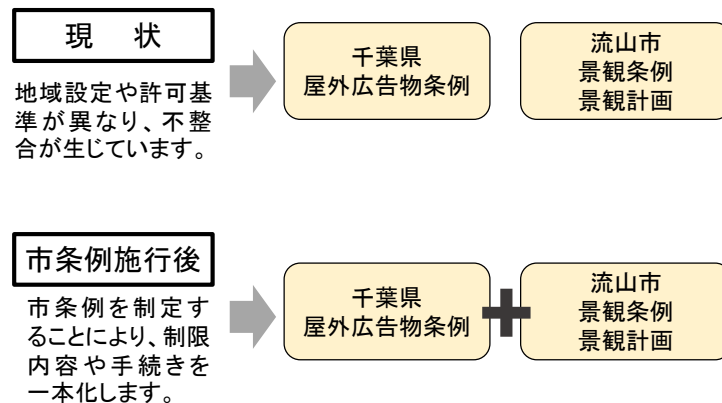
変更の内容	新ページ	旧ページ
流山市広告物条例制定に伴う改定の趣旨を追加	5	—
「良好な景観の形成に関する方針（共通事項）」に広告物に関する記述を追加	1 6	1 5
「良好な景観の形成に関する方針（共通事項）」の自動販売機に関する記述を変更	1 6	1 5
「景観計画重点区域の良好な景観の形成の方針」の「屋外広告物」を「広告物等」に変更	1 9	1 8
「景観計画重点区域における、景観の形成に関する方針（ゾーン別）」の「屋外広告物」を「広告物等」に変更	3 2～4 7	3 1～4 6
「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」について流山市広告物条例の制定に伴い制限内容を整理	7 7	7 6～7 9

（仮称）流山市広告物条例（素案）の概要

01 条例制定の目的

現在、本市における屋外広告物等については、千葉県屋外広告物条例（以下「県条例」）及び流山市景観条例・流山市景観計画（以下「景観条例」・「景観計画」）により、規制・誘導を行っております。

県条例と景観条例では、屋外広告物等の制限に関する地域の設定や基準が異なるといった不整合が生じています。そこで、「（仮称）流山市広告物条例」を制定し、基準や手続きを一本化することにより、良質なまちを創出するとともに、良好な景観の形成に寄与することを目的としています。

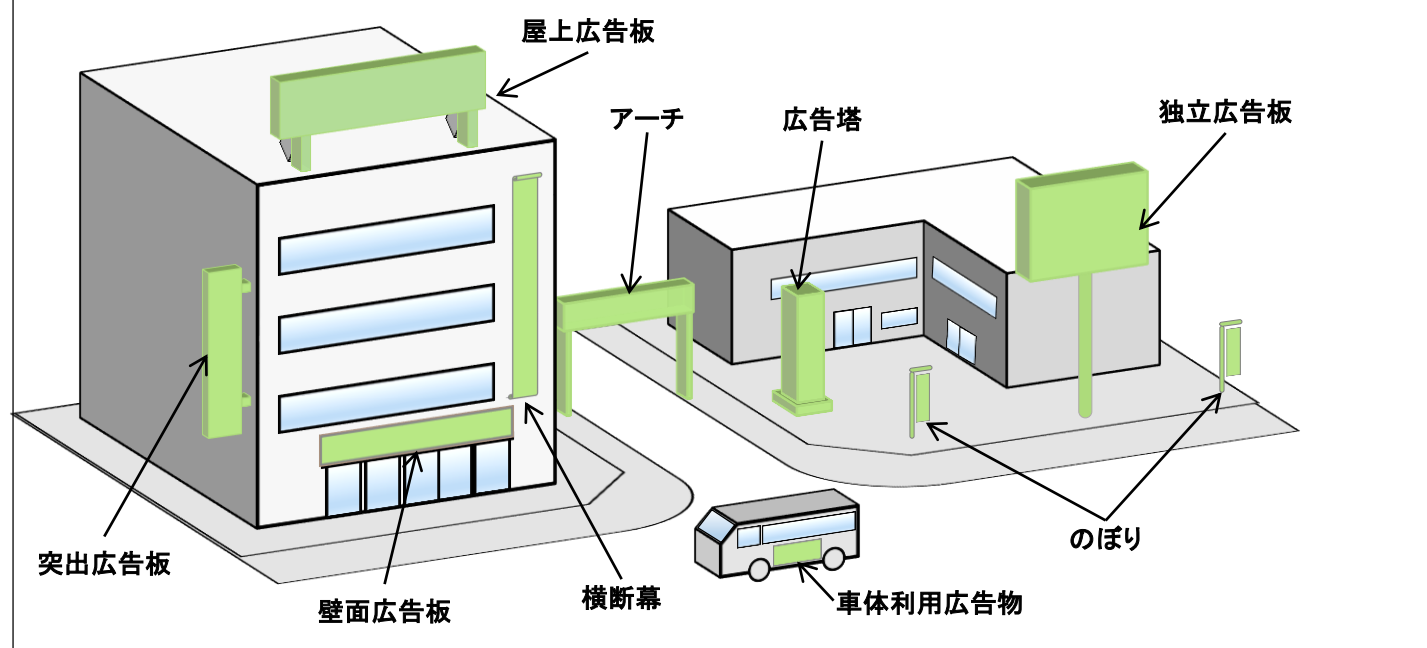


02 屋外広告物等とは

屋外広告物等とは、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（広告板の板面やそれを支える柱等）のことをいいます。また、屋外広告物とは、次の要件を全て満たしているものをいいます。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

【屋外広告物等の例】



【屋外広告物等に該当しないものの例】

- ・街頭で配布されるビラやチラシ
- ・建物等の屋内に設置される広告物

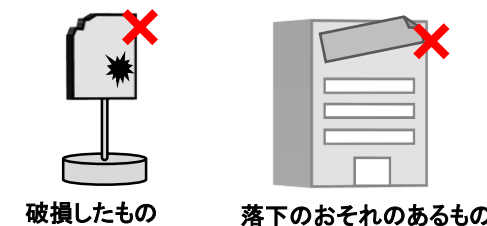
03 市条例の内容

1 禁止屋外広告物等

市条例第7条

禁止屋外広告物等とは、表示又は設置してはならない屋外広告物等を規定しようとするものです。

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ④ 交通の安全を妨げるおそれのあるもの

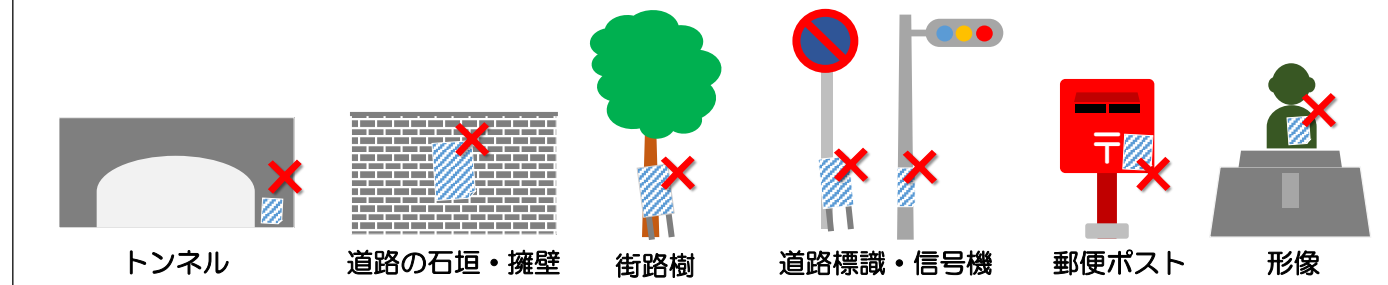


2 禁止物件

市条例第9条

禁止物件とは、道路構造物、高架構造物、街路樹、道路標識及び信号機等において、原則として屋外広告物等の表示又は設置を禁止している物件のことをいいます。

【禁止物件の例】



3 県条例と景観計画の区分を包括した規制地域・制限内容の設定

市条例第8条

県条例の規制地域である、禁止地域と許可地域の2種類と、景観計画区域（景観重点区域（つくばエクスプレス沿線整備区域、新川耕地区域、利根運河区域、流山本町区域）、景観重点区域以外の区域）を踏まえ、市条例では5種類の規制地域を設定し、区分ごとの制限を定めることとしています。（右図参照）

景観計画では、色彩基準を制限していますが、県条例では、色彩基準の制限はありません。

県条例と景観条例を一本化することにより、制定される市条例の制限内容に、色彩基準を制限することとしています。

		県条例の地域	
		禁止地域	許可地域
景観計画の区域	重点区域 〔 ・つくばエクスプレス沿線整備区域 ・新川耕地区域 ・利根運河区域 〕	1 種	3 種
	重点区域（流山本町区域）		4 種
	重点区域外	2 種	5 種

4 広告物等を設置する者・広告主の責務を追加

市条例第5条

市条例第6条

広告物等の設置にあたっては、看板業者と広告の設置主それぞれが条例の規定を遵守する必要があることから、その責務について定めることとしています。

5 事前協議の義務化

市条例第30条

市条例第32条

市条例の許可申請及び届出を行う前に、景観条例に基づく事前協議を義務付けることとしています。

6 特定屋内広告物に関する制限を追加

市条例第2条

市条例第31条

特定屋内広告物とは、建築物の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいいます。

屋外広告物法に基づく屋外広告物は、屋外に表示・設置する広告物が対象ですが、窓の内側から屋外の公衆に向けて表示する広告物も同様の効果・目的を有していることから、これらについても一定の制限を行うこととしています。



窓の外側に貼付けたポスター
⇒「屋外広告物」に該当



窓の内側に貼付け、屋外向けに表示するポスター
⇒「特定屋内広告物」に該当

7 経過措置

市条例第35条

附則

市条例が施行されたことにより、現在、県条例において許可されている屋外広告物等において、許可基準により不適合となる広告物等については、**最長3年間**の移行期間を設けることとしています。

Q&A

Q 特定屋内広告物で、窓ガラスに貼り付けたポスターは、どんな小さなものでも掲出不可となるのですか？

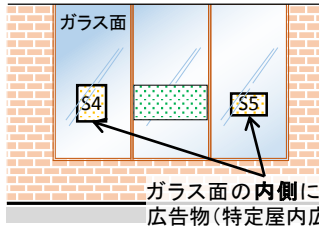
A いいえ。第1種、第3種及び第4種規制地域においては、特定屋内広告物を開口部等の面に対して垂直に投影したときの面積が、1壁面につきその開口部等面積の合計面積の1/10以下であれば掲出可能です（※）。第2種・第5種規制地域においては、1/5以下であれば掲出可能です。

※開口部等の面積制限の他、壁面広告物の面積に算入することとしています。

Q 彩度とは何ですか？また、彩度に関する制限内容はどのようなものですか？

A 彩度とは、色彩の3属性（色相（色合い）・明度（明るさ）・彩度（鮮やかさ））の一つで、色の「鮮やかさ」の度合いをいいます。市条例では、表示面積の1/2の部分に彩度の上限を設けることとしています。

04 許可基準等について

	項目	規制地域				
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
壁面広告物	地色	黒色又は原色を使用することにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を阻害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。				
	彩度（※1）	6以下	10以下	8以下	6以下	10以下
	壁面広告物の総表示面積	1壁面につきその壁面面積（開口部を除く。）の1/10かつ5㎡以下（※2）	1壁面につきその壁面面積（開口部を含む。）の1/5以下かつ5㎡以下（軒高7mを超える建築物は、10㎡以下）	1壁面につきその壁面面積（開口部を除く。）の1/10以下	1壁面につきその壁面面積（開口部を含む。）の1/5以下	1壁面につきその壁面面積（開口部を含む。）の1/5以下
	開口部への設置	設置不可	開口部の1/5以下	設置不可	開口部の1/5以下	開口部の1/5以下
特定屋内広告物	【上図の赤線で囲った部分の拡大図】 	特定屋内広告物の総表示面積	特定屋内広告物等の面に対して垂直に投影したときの面積が、1壁面につきその開口部等面積の合計の1/10以下（※3）	窓その他の開口部の1/5以下	特定屋内広告物等の面に対して垂直に投影したときの面積が、1壁面につきその開口部等面積の合計の1/10以下（※3）	窓その他の開口部の1/5以下
独立広告物	地色	黒色又は原色を使用することにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を阻害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。				
	彩度（※1）	6以下	10以下	8以下	6以下	10以下
	1面当たりの表示面積	3㎡以下	3㎡以下	—	—	30㎡以下
	総表示面積	—	—	15㎡以下	10㎡以下	—
	上端の高さ	建築物の高さ以下かつ7m（建築物がない場合は7m）以下	7m以下	建築物の高さ以下かつ10m（建築物がない場合は10m）以下	建築物の高さ以下かつ7m（建築物がない場合は7m）以下	10m以下
	表示個数	1敷地当たり1個以下（ただし、道路に2面以上接している場合は、各面に対し、1個以下（最大3個まで））	1敷地当たり3個以下	1敷地当たり1個以下（ただし、道路に2面以上接している場合は、各面に対し1個以下。この他、駐車場等の誘導表示については、1敷地当たり1個以下）	1敷地当たり1個以下	1敷地当たり3個以下（ただし、道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、3個以下）

（上表は代表的な許可基準であり、他にも許可基準があります。）

※1 表示面積の1/2以上の部分の彩度（色の鮮やかさの度合い）をいいます。

※2 一部許可基準の異なる地域があります。

※3 特定屋内広告物に表示する面積は、壁面広告物の総表示面積に加算されます。

問い合わせ

流山市都市計画部都市計画課

〒270-0192 千葉県流山市平和台1-1-1

電話：04-7150-6087（直通）

E-Mail：toshikei@city.nagareyama.chiba.jp

流山市広告物条例地域図(案)



(素案)

○流山市広告物条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 屋外広告物等の制限等（第 7 条—第 29 条）
- 第 3 章 特定屋内広告物に関する制限等（第 31 条—第 33 条）
- 第 4 章 審議会への諮問（第 34 条）
- 第 5 章 雑則（第 35 条—第 37 条）
- 第 6 章 罰則（第 38 条・第 39 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（以下「屋外広告物等」という。）並びに特定屋内広告物について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１） 屋外広告物 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。
- （２） 特定屋内広告物 建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。以下「開口部等」という。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいう。

（景観計画との関係）

第 3 条 この条例に基づき行う屋外広告物等又は特定屋内広告物に関

(素案)

する規制は、流山市景観計画（景観法（平成１６年法律第１１０号）第８条第１項の規定により本市が定める景観計画をいう。）に即して行うものとする。

(広告物等の在り方)

第４条 屋外広告物等又は特定屋内広告物（以下「広告物等」という。）は、良好な景観の形成を阻害し、及び風致を害し、並びに公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

(広告物等を表示し、又は設置する者の責務)

第５条 広告物等を表示し、又は設置する者は、この条例に定める基準に適合するよう、自らの責任において広告物等を表示し、又は設置しなければならない。

(広告主の責務)

第６条 広告主（広告物等を表示し、又は設置することについて、その旨を決定し、かつ、他の者に委託することにより、これらの実現を図ろうとする者をいう。以下同じ。）は、当該委託を受けた者に対し、この条例の定めるところにより、適正にこれらの行為が行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章 屋外広告物等の制限等

(禁止屋外広告物等)

第７条 何人も、次の各号のいずれかに該当する屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (１) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- (２) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (３) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (４) 交通の安全を妨げるおそれのあるもの

(地域区分ごとの表示等の制限)

第８条 屋外広告物等の位置、規模その他屋外広告物等の表示又は設

(素案)

置の方法を制限する必要に応じ、本市の地域、区域又は場所を第1種規制地域、第2種規制地域、第3種規制地域、第4種規制地域及び第5種規制地域に区分し、これらの地域の区分ごとの制限の内容は、規則で定める。

2 第1種規制地域は、次の各号の全てに該当する地域、区域又は場所とする。

(1) 流山市景観条例（平成19年流山市条例第48号。以下「景観条例」という。）第7条第1項に定める景観計画重点区域（以下「景観計画重点区域」という。）

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する地域、区域又は場所

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条の規定による特別緑地保全地区又は生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区

イ 高速自動車国道の区域、道路（高速自動車国道を除く。）のうち市長が指定する区間にある区域及び鉄道のうち市長が指定する区間にある区域

ウ 道路又は鉄道の区域に接し、かつ、当該道路又は鉄道から展望できる地域のうち、市長が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域

エ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

オ 官公署、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館（博物館の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）、社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館、国又は地方公共団体が設置した公会堂、体育館、公衆便所及び医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院の建物並びにこれらの敷地

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する

(素案)

ため必要と認めて指定する地域、区域又は場所

- 3 第2種規制地域は、景観計画重点区域以外の区域のうち、前項第2号に掲げる地域、区域及び場所とする。
- 4 第3種規制地域は、景観計画重点区域（次に掲げる区域に限る。）のうち、第1種規制地域に該当する地域、区域及び場所を除いた区域とする。
 - (1) つくばエクスプレス沿線整備区域
 - (2) 新川耕地区域
 - (3) 利根運河区域
- 5 第4種規制地域は、景観計画重点区域（流山本町区域に限る。）のうち、第1種規制地域に該当する地域、区域及び場所を除いた区域とする。
- 6 第5種規制地域は、第1種規制地域、第2種規制地域、第3種規制地域及び第4種規制地域以外の地域、区域及び場所とする。

(禁止物件)

第9条 何人も、次の各号に掲げる物件に屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び道路の分離帯
- (2) 道路の石垣及び擁壁並びにこれらに類するもので市長が指定するもの
- (3) 街路樹、路傍樹及び流山市緑化推進及び保全に関する条例第6条第1項の規定により指定された保存樹木
- (4) 信号機、道路標識及び道路の防護柵並びにこれらに類するもので市長が指定するもの
- (5) 電柱、街灯柱その他これらに類するもので、市長が指定するもの
- (6) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- (7) 送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔
- (8) 煙突並びにガスタンク及び水道タンク並びにタンクで市長が指定するもの
- (9) 形像及び記念碑

- 2 前項第5号に掲げるもののほか、電柱又は街灯柱には、貼り紙若

(素案)

しくは貼り札等（法第7条第4項に規定する貼り札等をいう。以下同じ。）を表示し、又は広告旗（同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。）若しくは立看板等（同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）を設置してはならない。

3 道路の路面には、屋外広告物を表示してはならない。

(告示)

第10条 前2条の規定による市長の指定は、告示によらなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(申請及び許可)

第11条 本市内において、次の各号のいずれかに該当する者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(1) 屋外広告物等を表示し、又は設置しようとする者

(2) 屋外広告物等を変更し、又は改造しようとする者（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）

(3) 許可の更新をしようとする者

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、当該申請のあった日から起算して10日以内に当該申請者に通知しなければならない。ただし、申請の内容について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(許可の基準、有効期間及び条件)

第12条 市長は、屋外広告物等が次の各号の全てに該当していると認めるときは、前条第1項の許可をしなければならない。

(1) 第7条及び第9条の規定に違反していないこと。

(2) 道路その他公共の用に供する場所に表示され、又は設置されるものにあっては、当該場所の機能を妨げないこと。

(3) 信号機、道路標識等と類似すること又はこれらの効用を妨げるおそれのないこと。

(4) 形状、色彩、構造、規模、材質又は表示若しくは設置の方法が、当該屋外広告物等を表示し、又は設置しようとする期間内に、次に掲げるような状態になるおそれのないこと。

(素案)

ア 著しく退色し、又は塗料等のはく離した状態

イ 著しく破損し、又は老朽した状態

ウ 倒壊し、又は落下するおそれのある状態

(5) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に違反し、又はそのおそれのないこと。

(6) 第8条第1項の規則で定める基準を満たしていること。

2 市長は、第1項の規定により許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な限度において、許可の有効期間その他の条件を付することができる。

3 前項の許可の有効期間は、3年を超えることができない。

(適用除外)

第13条 第8条及び第11条第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する屋外広告物等については、適用しない。

(1) 法令等に基づき表示し、又は設置する屋外広告物等

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する屋外広告物等

(3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動のため表示し、又は設置する屋外広告物等

(4) 冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示し、又は設置する屋外広告物等

(5) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置する屋外広告物等

(6) 政治、労働、宗教その他の営利を目的としない活動又は行事のため一時的に又は慣例に従い表示し、又は設置する屋外広告物等

(7) 地方公共団体が住民の利用に供するために設置する掲示板に表示する屋外広告物

(8) 良好な景観を形成するために描写した絵画その他の具象的な図柄等を表示し、又は設置するもので規則で定める屋外広告物等

(9) 次に掲げる屋外広告物等で規則で定める基準に適合するもの

(素案)

- ア 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する屋外広告物等
 - イ 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する屋外広告物
 - ウ 自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等
 - エ 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する屋外広告物
 - オ 自治会その他の町又は字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が表示し、又は設置する掲示板、案内図板その他これらに類する規則で定める屋外広告物等
- (10) 人、動物、車両（鉄道車両又は自動車を除く。）、船舶等に表示し、又は設置する屋外広告物等
- (11) 鉄道車両又は自動車に表示し、又は設置する屋外広告物等（次号に掲げる屋外広告物等を除く。）で、次に掲げるもの
- ア 政治、労働、宗教その他の営利を目的としない活動又は行事のため表示し、又は設置する屋外広告物等
 - イ 自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため表示し、又は設置する屋外広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める屋外広告物等
- (12) 前号に掲げるもののほか、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項第5号に規定する使用の本拠の位置が本市の区域外にあるものに限る。）の車両に表示し、又は設置する広告物等であって、その使用の本拠の位置において効力を有している屋外広告物に関する条例の規定に基づいて表示し、又は設置しているもの
- 2 第8条の規定は第2号又は第3号のいずれかに該当する屋外広告物等について、第9条第1項の規定は次の各号のいずれかに該当する屋外広告物等については、適用しない。
- (1) 前項第1号、第2号並びに第9号ア及びイのいずれかに該当

(素案)

する屋外広告物等

- (2) 第9条第1項第7号又は第8号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため表示し、又は設置する屋外広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、第9条第1項第8号に掲げる物件に表示する屋外広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- 3 第9条第2項の規定は、第1項第1号から第6号まで並びに第9号ア及びイのいずれかに該当する屋外広告物等については、適用しない。
- 4 第9条第3項の規定は、第1項第1号及び第2号のいずれかに該当する屋外広告物等については、適用しない。

(特例の許可)

- 第14条 市長は、良好な景観の形成又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない屋外広告物等で、特にやむを得ないと認めるものについては、第34条第1項に規定する審議会の議を経て、第8条、第9条及び第12条第1項の規定にかかわらず、その表示又は設置を許可することができる。この場合において、第11条第2項中「10日」とあるのは、「60日」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定による許可を受けた者は、当該屋外広告物等を変更し、又は改造してはならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造については、この限りでない。
 - 3 第12条第2項の規定は、第1項の規定による許可の場合に準用する。

(許可の表示)

- 第15条 この条例に基づく許可を受けた者は、当該許可の期間中、規則で定めるところにより、屋外広告物等に当該許可を受けた旨を表示しなければならない。

(許可の取消し等)

(素案)

第16条 市長は、この条例に基づく許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 第11条第1項第2号又は第14条第2項の規定に違反したとき。
- (2) 第12条第2項（第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 第20条第1項又は第2項の措置の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消したときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び所在地）
- (2) 許可を取り消した対象行為の位置及び内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、流山市行政手続条例（平成9年流山市条例第23号）の規定に基づく弁明の機会の付与の例により、弁明の機会を付与しなければならない。

(管理義務)

第17条 屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者は、当該屋外広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならない。

(大規模な屋外広告物等の管理)

第18条 この条例に基づく許可を受けた者が当該許可に係る屋外広告物等（規則で定める規模以上の屋外広告物等に限る。）を表示し、又は設置したときは、次の各号のいずれかに該当する者にそれらの管理を行わせなければならない。

- (1) 千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号。以下「県条例」という。）第17条の2第1項又は第3項の登録を受けた者
- (2) 県条例第17条の11第1項第1号に掲げる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、屋外広告物等の管理に関し必要

(素案)

な知識を有する者として規則で定める者

- 2 前項の屋外広告物等の管理を行わなければならない者は、当該屋外広告物等を表示し、又は設置する時まで定めなければならない。

(除却義務)

- 第19条 屋外広告物等を表示し、又は設置する者は、許可の有効期間が満了したとき、第16条の規定により許可が取り消されたとき、又は屋外広告物等を表示し、若しくは設置する必要がなくなったときは、遅滞なく当該屋外広告物等を除却しなければならない。第35条各項に規定する屋外広告物等について同条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する期間が経過した場合においても同様とする。
- 2 この条例に基づく許可に係る屋外広告物等を除却した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令及び広告主への指導)

- 第20条 市長は、第7条から第9条まで、第11条第1項又は前条第1項の規定に違反した屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
- 2 市長は、第16条第1項第2号の規定に該当する者に対し、必要な措置を命ずることができる。
 - 3 第16条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により必要な措置を命じたときに準用する。
 - 4 市長は、第1項又は第2項の規定による措置を命じようとする場合において、当該措置の対象となる屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、当該屋外広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上を定め、これを設置する者又は管理する者はその期限までに市長に申し

(素案)

出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

- 5 市長は、第7条から第9条まで、第11条第1項又は前条第1項の規定に違反した屋外広告物等がある場合において、その違反の是正又は改善のため必要があると認めるときは、当該屋外広告物等に係る広告主に対し、必要な指導を行うことができる。

(屋外広告物等を保管した場合の公示事項)

第21条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保管した屋外広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した屋外広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該屋外広告物等を除却した日時
- (3) 当該屋外広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した屋外広告物等を返還するため必要と認められる事項

(屋外広告物等を保管した場合の公示の方法)

第22条 法第8条第2項の規定による公示は、保管を始めた後遅滞なく、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、当該公示の日の翌日から14日間（法第8条第3項第1号に規定する屋外広告物等にあつては、2日間）、流山市公告式条例（昭和26年流山市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること。
 - (2) 法第8条第3項第2号に規定する屋外広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該屋外広告物等の所有者、占有者その他当該屋外広告物等の権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を公告すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行ったときは、規則で定めるところにより保管等の状況に関する書類を整備し、関係者の閲覧に供さなければならない。

(素案)

(屋外広告物等の価額の評価の方法)

第 2 3 条 法第 8 条第 3 項の規定による屋外広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該屋外広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該屋外広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、屋外広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した屋外広告物等を売却する場合の手続)

第 2 4 条 法第 8 条第 3 項の規定による保管した屋外広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない屋外広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる屋外広告物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項に規定する屋外広告物等の売却の手続は、規則で定める。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第 2 5 条 法第 8 条第 3 項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第 8 条第 3 項第 1 号の条例で定める期間 2 日
- (2) 法第 8 条第 3 項第 2 号の条例で定める期間 3 月
- (3) 法第 8 条第 3 項第 3 号の条例で定める期間 2 週間

(屋外広告物等を返還する場合の手続)

第 2 6 条 市長は、保管した屋外広告物等（法第 8 条第 3 項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を当該屋外広告物等の所有者等に返還するとき、返還を受ける者にその者が当該屋外広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査等)

第 2 7 条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、屋

(素案)

外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者から報告を求め、又は当該職員をして屋外広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、屋外広告物等を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地位の承継)

第28条 屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、変更後のこれらの者は、それぞれ変更前のこれらの者のこの条例に基づく地位を承継する。

(届出)

第29条 第18条第2項の規定により屋外広告物等の管理を行わせる者を定めたときは、直ちに、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。管理を行わせる者を変更したときも同様とする。

- 2 前項に規定するもののほか、この条例に基づく許可に係る屋外広告物等を表示し、又は設置する者は、当該屋外広告物等を管理する者を定めたときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。管理する者を変更し、又は廃止したときも、同様とする。
- 3 この条例に基づく許可に係る屋外広告物等を表示し、又は設置する者に変更があったときは、新たに当該屋外広告物等を表示し、又は設置する者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 この条例に基づく許可に係る屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(素案)

- 5 この条例に基づく許可に係る屋外広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者は、当該屋外広告物等が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(事前協議)

第30条 第11条第1項第1号又は第2号の規定による申請をしようとする者は、流山市景観条例の定めるところにより、その申請内容について市長に事前協議しなければならない。

第3章 特定屋内広告物に関する制限等

(特定屋内広告物の表示の制限)

第31条 第1種規制地域、第3種規制地域及び第4種規制地域においては、特定屋内広告物を表示してはならない。ただし、規則で定める基準を満たす特定屋内広告物については、この限りでない。

2 第2種規制地域及び第5種規制地域において特定屋内広告物を表示するときは、規則で定める基準を満たさなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる特定屋内広告物については、適用しない。

(1) 法令等に基づき表示する特定屋内広告物

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する特定屋内広告物

(3) 公職選挙法に基づく選挙運動のため表示する特定屋内広告物

(4) 冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示する特定屋内広告物

(5) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する特定屋内広告物

(6) 政治、労働、宗教その他の営利を目的としない活動又は行事のため一時的に又は慣例に従い表示する特定屋内広告物

(7) 地方公共団体が住民の利用に供するために設置する掲示板に表示する特定屋内広告物

(8) 良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、か

(素案)

つ、営利を目的としない特定屋内広告物

(9) 規則で定める範囲の外に表示する特定屋内広告物

(1 0) 前各号に定めるもののほか、良好な景観の形成又は風致の向上に資し、特にやむを得ないものとして第 3 4 条第 1 項に規定する審議会の議を経て市長が決定した特定屋内広告物

(特定屋内広告物の表示の届出)

第 3 2 条 規則で定める規模以上の特定屋内広告物（前条第 3 項各号に掲げる特定屋内広告物を除く。）を表示し、又はその規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者は、当該行為に着手する 3 0 日前までに市長に届け出なければならない。

2 第 3 0 条の規定は、前項の届出について準用する。

(助言、指導、勧告及び公表並びに立入検査)

第 3 3 条 市長は、第 3 1 条に違反していると認めるとき又は前条第 1 項の規定による届出がないときは、その者に対して必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導に従わない者に対し、その助言又は指導に従うよう勧告することができる。

3 第 1 6 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときに準用する。

4 第 2 7 条の規定は、特定屋内広告物について準用する。

第 4 章 審議会への諮問

第 3 4 条 広告物等に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定により、市長の附属機関として、流山市広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 市長は、次の各号に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 第 8 条第 2 項第 2 号イ、ウ及びカ並びに第 9 条第 1 項第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 8 号の規定による指定をし、又はこれを

(素案)

変更しようとするとき。

- (2) 第12条第1項第6号並びに第13条第1項第9号及び第11号イ並びに第2項第2号及び第3号並びに第31条第1項及び第2項に規定する規則で定める基準を定め、又はこれを変更しようとするとき。
- (3) 第13条第1項第9号オ及び第11号ウに規定する規則で定める屋外広告物等を定め、又はこれを変更しようとするとき。
- (4) 第18条各号列記以外の部分に規定する規則で定める規模を定め、又はこれを変更しようとするとき。
- (5) 第18条第3号に規定する規則で定める者を定め、又はこれを変更しようとするとき。
- (6) その他市長が特に必要と認めるとき。

3 審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 屋外広告業を営む者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 本市の住民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(経過措置)

第35条 第9条第1項第2号から第5号まで及び第8号の規定による指定(当該指定の変更を含む。)又は同条の規定による屋外広告物等の表示若しくは設置を禁止する物件の変更があった際、現に第11条第1項の許可を受けて表示され、又は設置されている屋外広告物等で、当該指定又は変更(次項において「指定等」という。)によ

(素案)

りこの条例に違反することとなるものについては、当該許可の有効期間に限り、なお従前の例により当該屋外広告物等を表示し、又は設置することができる。

- 2 指定等があった際、現に適法に表示され、又は設置されていた屋外広告物等で、当該指定等によりこの条例に違反することとなるもの（前項に規定する屋外広告物等を除く。）については、当該指定等があった日から1年間に限り、なお従前の例により当該屋外広告物等を表示し、又は設置することができる。
- 3 第1項の規定は、第8条第2項第2号イ、ウ若しくはカの規定による指定（当該指定の変更又は廃止を含む。）若しくは同条の規定による地域、区域及び場所の変更又は第12条第1項の規定による許可の基準の変更があった際、現に第11条第1項の許可を受けて表示され、又は設置されていた屋外広告物等で、当該指定若しくは地域の区分の変更又は許可の基準の変更によりこの条例に違反し、又はこの条例に基づく規則で定める基準に適合しないこととなるものについて、準用する。

(手数料)

- 第36条 第11条第1項の規定により許可を受けようとする者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が貼り紙若しくは貼り札等を表示し、又は広告旗若しくは立看板等を設置するため許可を受けようとするときは、この限りでない。
- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。
 - 3 既に納付した手数料は、返還しない。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(素案)

(罰則)

第 3 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 7 条又は第 9 条の規定に違反して屋外広告物等を表示し、又は設置した者

(2) 第 2 0 条第 1 項の規定による命令に違反した者

2 第 2 7 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 3 9 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 3 1 条から第 3 3 条までの規定 平成 3 2 年 4 月 1 日

(2) 第 3 4 条並びに附則第 7 項及び第 8 項の規定 公布の日

(屋外広告物等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に表示され、又は設置されている屋外広告物等（施行日の前日までに県条例第 6 条第 1 項、第 8 条第 2 項、第 9 条第 3 項又は第 1 0 条第 1 項の許可を受けていた屋外広告物等（以下「旧許可物件」という。）であって、施行日以後第 1 2 条第 1 項各号に掲げる事項に該当しないこととなる屋外広告物等（以下この項において「既存不適格物件」という。）については、施行日から 3 年間（当該期間の満了前に当該既存不適格物件に第 1 1 条第 1 項

(素案)

第2号の規定による変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間は、県条例第6条第1項、第8条第2項、第9条第3項又は第10条第1項の許可の基準を第12条第1項各号の許可の基準とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、第12条第3項の規定の適用については、同項中「3年」とあるのは、「3年（当該3年を経過する日が施行日から3年を経過する日を超える場合にあっては、施行日から3年を経過する日までの期間）」とする。

3 この条例の施行の際、現に県条例の規定に適合して表示され、又は設置されている屋外広告物等のうち、旧許可物件を除くものであって、施行日以後第12条第1項各号に掲げる事項に該当しないこととなる屋外広告物等（以下この項において「既存不適格物件」という。）については、施行日から3年間（当該期間の満了前に当該既存不適格物件に第11条第1項第2号の規定による変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間）は、第12条第1項の規定にかかわらず、第11条第1項の許可があったものとみなす。

4 前2項に定めるもののほか、施行日前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 前項の規定によりこの条例の相当規定によりなされたとみなされる許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、この条例の規定による許可の基準にかかわらず、施行日の前日における県条例の規定による許可の基準に基づきするものとする。

(特定屋内広告物に関する経過措置)

6 附則第1項第1号の施行の際、現に表示されている特定屋内広告物のうち、施行日以後第31条の規定に違反することとなる特定屋内広告物（以下この項において「既存不適格物件」という。）については、施行日から2年間（当該期間の満了前に当該既存不適格物件にその規模、形態又は意匠の変更を加えようとするときは、当該変

(素案)

更を加えるまでの間) は、同条の規定は適用しない。

(指定等の特例)

7 市長は、この条例の公布の日から施行の日の前日までの間に、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 第8条第2項第2号イ、ウ及びカ並びに第9条第1項第2号、第4号、第5号及び第8号の規定による指定をし、又はこれを変更すること。
- (2) 第12条第1項第6号並びに第13条第1項第9号及び第11号イ並びに第2項第2号及び第3号並びに第31条第1項及び第2項に規定する規則で定める基準を定め、又はこれを変更すること。
- (3) 第13条第1項第9号オ及び第11号ウに規定する規則で定める屋外広告物等を定め、又はこれを変更すること。
- (4) 第18条各号列記以外の部分に規定する規則で定める規模を定め、又はこれを変更すること。
- (5) 第18条第3号に規定する規則で定める者を定め、又はこれを変更すること。

(審議会の委員の任期の特例)

8 第34条の規定の施行の日以後最初に委嘱する審議会の委員（当該委員の補欠の委員を含む。）の任期は、同条第4項の規定に関わらず、その任期の末日を平成33年3月31日までとすることができる。

(流山市手数料条例の一部改正)

9 流山市手数料条例（昭和27年流山市条例第40号）の一部を次のように改正する。

略

別表（第36条関係）

手数料を徴収する事務の区分	金額
建築物に表示し、又は設置する屋外	1面又は1基につき、8, 5

(素案)

広告物等、建築物から独立した屋外 広告物等（以下「広告板等」とい う。）	0 0 円
アーチ	1 基につき、8 , 5 0 0 円
電柱、街灯柱その他これらに類する ものを利用する広告物	1 箇所につき、1 , 1 0 0 円
アドバルーン	1 個につき 8 , 5 0 0 円
広告幕（旗、のぼり）	1 枚につき 1 , 1 0 0 円
立看板	1 枚につき 1 , 1 0 0 円
貼り紙	1 0 枚までごとに、6 0 0 円
貼り札	1 0 枚までごとに、6 0 0 円
鉄道車両又は自動車を利用する広告 物	1 面につき、2 , 7 0 0 円